

## 第2回下関市犯罪被害者支援条例（仮称）検討懇話会

### 議事録

日 時：令和6年8月1日（木）14時～15時40分

場 所：下関市唐戸市場大会議室

出席委員：8名

オブザーバー：小川人権・男女共同参画課主査

事務局：山田市民部長、田邊生活安全課長、植森生活安全課主幹、  
奥野くらし安全係長、林生活安全課主任

#### 議 題

下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案について

#### 配布資料

資料1 下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

資料2 下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）（素案）

資料3 本市の犯罪被害者等支援施策の概要について（案）

資料4 条例制定までの流れ

<参考資料>

参考資料1 県内の条項比較表

参考資料2 県内の支援制度比較表

#### 議事要旨

##### 1 開会、資料の確認

- ・事務局より説明

##### 2 出席者の紹介

- ・事務局より説明
- ・各出席委員挨拶

##### 3 挨拶（市民部長）

- ・山田市民部長より挨拶

##### 4 議 題

「下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案」について

- ・事務局より各資料に基づき説明

(座長)

- ・事務局から条例の骨子案について説明がありましたが、委員の皆様からのご意見をお願いします。

(委員)

- ・条例の素案について、付け加えたほうがよいと思うものを申し上げたいと思います。
- ・第 2 条の (3) 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動の主体として、「行政及び司法の担当者並びに市民と、事業者、雇用者」を加えてみてはどうでしょうか。
- ・第 6 条の事業者の責務。上から 3 行目のその事業活動を行うに当たった後に、「犯罪被害者等の、プライバシー及び名誉を侵害する等によって、犯罪被害者等に二次被害が生じない」、を加えてみてはどうでしょうか。
- ・第 8 条の相談及び情報の提供。第 1 項 2 行目の「様々な問題」の前に、「二次的被害及び再被害などの」を追加してみてはどうでしょうか。
- ・全体として、「二次的被害」を「二次的被害及び再被害」に変更してみてはどうでしょうか。

(座長)

- ・ありがとうございます。事務局が骨子案の説明をしましたが、素案に対する指摘がありました。今のご意見について事務局から何かありますか。

(事務局：林)

- ・ご指摘いただいた条文については、確認の上で検討いたします。また、前回の懇話会のご意見を参考に、「大学との連携」を条項に追加しました。「推進計画」については、他の自治体の動向など情報収集をしながら検討していきたいと考えております。

(事務局：山田部長)

- ・犯罪被害者等支援の施策につきましては、来年度の市の総合計画に盛り込む予定です。確認ですが、「二次被害」と「再被害」ではどちらがより重要度が高いのでしょうか。

(委員)

- ・どちらという比較は難しいです。

(座長)

- ・「二次被害」、「再被害」の順で特に違和感はないと思います。

(委員)

- ・定義に「二次被害」とは別に「再被害」を追加すると良いと思います。また、「市民等」の定義には市内に居住、住民票の登録が必要とありますが、やむを得ず住民票を移していない住民は対象とならないのでしょうか。例えばストーカー行為、虐待、災害などの被害者の場合、支援の対象者として漏れることはないのでしょうか。

(事務局：山田部長)

- ・経済的支援のメニューは要綱で定めます。対象者は居住実態にもとづいて判断することを考えております。

(座長)

- ・例えば長期旅行者はどうでしょうか。2か月滞在する場合などは。

(事務局：山田部長)

- ・滞在と居住は別のものと考えます。住民票を移していないけれども実際には居住している例としては、実家に住民票を残して他市町の下宿に居住している大学生などが考えられます。

(委員)

- ・定義の(7) 関係機関の「山口県」ですが、他の自治体では「県」としているところが多いです。実際の支援では他県と連絡することもあるでしょうから「県」とした方が良いのでないでしょうか。また、「支援を行う公共団体」とはどのようなものでしょうか。自治体のことを指すと思われませんが。

(事務局：山田部長)

- ・記載の文言については、分かり易い表現とするよう引き続き精査してまいります。

(委員)

- ・申請条件について、私が山口県の転居支援制度を利用しようとした方から相談を受けた時の犯罪被害者支援の事例を2つ説明し、その上でお願いがあります。
- ・1つは、山口県の条例では、申請の受付が被害の発生から1年以内とされているというものです。私が相談を受けたケースでは、性犯罪の被害をすぐに言えないご事情があり、実際に被害の訴えがあったのは、1年を経過してからでした。加害者が被害者の近くに住んでいるため、被害者から転居を考えたいとの相談を受けて、県に問い合わせたところ、転居支援制度の利用はできないとの回答でした。被害の発生から1年が申請期間であり、申告してから1年ではないとの理由でした。すぐに被害を言えないケースも考慮するべきだと思います。
- ・もう1つは、警察署への被害届の提出についてです。加害者、被害者が近所で、これが小さいコミュニティの場合、たとえ警察であっても、被害者が被害を相談すれば、警察の親族や関係者に話が漏れてしまうかもしれないといった恐れから、警察に相談できなかったというケースがありました。県には、被害届はこのような事情で出していないが、きちんと弁護士には相談していることを伝えましたが、被害届を出さなければ駄目だと言われました。
- ・このような制度の硬直的な運用では制度があっても活用ができないと思います。配布資料では、支援の方向性として、柔軟な対応とありますがせっかく支援をするのであれば、いろいろな被害のケースがある中で、犯罪被害者を突き放すようなことがあってはならないと思いますので、そ

の点をご配慮いただきたいです。

- ・また、別の提案になりますが、犯罪被害者等支援条例は、主に被害が発生した後、犯罪被害者を対象にしたものであると思いますが、被害に巻き込まれないようにする、という点についてはどうでしょうか。第7条で学校の責務とありますが、例えば最近問題にもなっている児童ポルノの被害のようなケースでは、子どもが携帯とかネットなどで知り合った相手に、よく分からないまま裸の写真を送り、それが拡散され、それを元に脅され、加害者は日本全国どこにいるかわからないといった被害があります。このような被害に、子どもが巻き込まれないような教育といったものを、例えばこの第7条に組み込めたら良いのではないかと思います。

(事務局：林)

- ・申請期間については、資料3の支援メニューのもとに要綱で検討します。現時点では、被害の届出が基準と考えております。委員から提案がおありでしょうか。

(委員)

- ・弁護士への相談時や、医療機関の受診時を考慮してみてはどうでしょうか。

(事務局：山田部長)

- ・犯罪被害の予防について条例に盛り込むべきではないかのご意見についてですが、本条例では犯罪被害に遭った方やそのご家族、ご遺族に対しての支援を行う条例ですので、その被害の予防については基本的には含まれないと考えます。

(委員)

- ・他自治体の条例では、学校における教育の推進の中に含まれているケースが多いです。下関市には「命の日」というものがあります。いじめの予防は直接犯罪被害には関係ないかもしれませんが、命について考えることは間接的に犯罪予防につながるものと思います。

(事務局：山田部長)

- ・この条例は犯罪被害者等支援に関する条例であり、犯罪の予防とは別の観点であると考えます。

(座長)

- ・第三章の推進環境の整備等では、市民等の理解の増進、民間の団体に対する支援、人材の育成の中には広報、啓発などが記載されています。実施主体が市なのか学校なのかは分かりませんが、この章の中で、啓発の一環として犯罪の予防を具体的に盛り込めるかどうかという点です。確かに、この条例は犯罪被害者等支援のための条例ですが、例えば、児童ポルノによる被害などあらゆる犯罪に巻き込まれる恐れがある事を考慮すると、それらに対する予防スキルを身につけることが必要だと思いますので、何らかの形で犯罪予防の観点を条例に盛り込むことに賛成です。

(事務局：山田部長)

- ・市民の理解の増進については、犯罪被害者等を支援する必要性、また、二次的被害の防止について、市民に周知、広報、啓発その他の必要な施策を講じるとあります。しかし、これは犯罪予防を啓発するものではないと考えています。

(委員)

- ・犯罪被害者がどのような立場や状況に置かれるのか、市民にはそれを理解してもらうことが必要だと思えます。被害者の心境を市民全員が理解することは非常に重要で、市民の理解がないと犯罪被害者の支援は進まないと思えます。

(事務局：山田部長)

- ・理解の促進についてはその通りと思えますが、犯罪予防という意味ではないと思えます。

(委員)

- ・結果的にそれは予防には繋がると考えます。

(事務局：山田部長)

- ・確かに犯罪被害者への理解が深まれば、結果的には犯罪の予防につながると思えます。

(座長)

- ・市民等の理解の増進を具体的にどうするかですが、犯罪被害者等への理解が深まることによって予防につながるのではないのでしょうか。

(事務局：山田部長)

- ・理解しました。

(委員)

- ・骨子案についてですが、基本理念に、「支援による被害」という文言を加えていただきたいです。これは、支援者による二次被害が発生するということを指しています。支援する側としては、支援だと考えて行動しているわけですが、その言葉遣いや言葉の選び方によっては、それが二次被害になってしまいます。ですから、支援する立場の人もその点に配慮した支援を行うべきだと考えます。
- ・市の責務については、支援体制の整備を明記していただきたいです。
- ・市民、事業所、学校の責務の全てに二次被害、再被害の防止を明記すべきだと思います。
- ・安全の確保についてですが、個人情報の保護という点がメインで出ていますが、身体の一部保護や、施設への入所、防犯の指導など、身体の保護、精神的な保護を、言葉として明記していただければと思います。
- ・支援の制限で、「自らの行為に起因したものである場合」や、「犯罪等を誘発した場合」とありますが、そこまで必要か疑問に思います。自己責任のときは支援しないとわざわざ記載する必要は

ないと思いますので、「社会通念上認められないとき」だけで問題ないと思います。

(座長)

- ・次の議題をお願いします。

(事務局：林)

- ・市の犯罪被害者等支援施策の概要について説明。  
資料3、参考資料読み上げ

(座長)

- ・支援の概要と他市町との比較でした。これについて、皆様いかがでしょうか。

(委員)

- ・経済的支援の対象は市民ですね。

(事務局：林)

- ・はい。なお、支援額については他市町を参考としますが、現時点では未定です。上限額を設け、回数制限はなく、支援メニューから必要なものを選択できるよう検討しております。

(委員)

- ・対象は市民とありますが、住民登録している市民だけを対象としているのですか。

(事務局：山田部長)

- ・居住実態で判断するものと考えております。

(委員)、

- ・資料3を見ると、見舞金の重傷病見舞金、性犯罪被害見舞金のところの概要で、市内に住所を有すると記載があります。住所とは法律用語で一般的に、住民登録してるという趣旨だと思いますが、これは違うということですか。住所と居所は別概念だと思いますが。

(事務局：山田部長)

- ・文言については精査します。住民登録ではなく居住実態として考えております。

(座長)

- ・市民等が支給対象になるわけではないのでしょうか。

(委員)

- ・全国的には、市民等にも経済的支援、生活支援をしている自治体はあります。

(事務局：田邊課長)

- ・居住実態のある方への支援と考えております。条例の中の市民等とは条例上のもので、要綱の中の経済的支援の対象の市民となると表現は変わります。

(座長)

- ・そこを分かりやすく、市内に住所を有するというのがどの範囲か分かるように記載して欲しいと思います。

(委員)

- ・条例に経済的支援の対象となる市民の定義があった方が分かり易いかもしれない。

(委員)

- ・転居支援と宿泊支援の違いは。

(事務局：田邊課長)

- ・転居支援は新居へ引っ越しをするまでの間の短期の宿泊に関する支援で、宿泊支援は自宅が一時的に使用不可の場合などの宿泊に関する支援です。

(委員)

- ・条例の施行規則はつくらず、要綱によりこれらの支援メニューを定めるのでしょうか。条例第9条の経済的負担の軽減の規定により、詳細は要綱で固めるということですか。

(事務局：山田部長)

- ・具体的な内容は要綱で詳しく定めます。規則については、他市町の運用状況を参考に考えたいと思います。

(座長)

- ・転居支援を利用する場合、下関市から転出する場合でも利用可能なのでしょうか。

(事務局：林)

- ・その場合でも可能であると考えております。

(委員)

- ・引越代だけではないという理解で良いのでしょうか。例えば、引越先で必要なものの購入とかにも利用ができるのでしょうか。

(事務局：林)

- ・支援メニューに明確に定めのない特定の事案については、その他市長が認める費用として個々に判断するものと考えております。

(委員)

- ・賃貸住宅の家賃助成について、支援期間や毎月の家賃の補助額についてどのように考えているのですか。

(事務局：林)

- ・具体的な補助額や支援の期間については現在検討中です。

(事務局：田邊課長)

- ・支援の方向性としては、必要とされる方々が必要な支援メニューを上限額内で多く活用できるように、できるだけ多くの選択肢を提供するというように考えています。

(座長)

- ・現在考えられている上限額はいくらですか。

(事務局：山田部長)

- ・他の市町と同等の額を考えております。

(委員)

- ・他の市町と同等の額にすると、それは少なすぎるのではないのでしょうか。

(事務局：田邊課長)

- ・県内の他の市町の支援活用実績を見ると、転居支援が最も多く利用されていますが、全体として利用されているケースはそれほど多くはありません。その結果を考慮して、現時点では他の市町と同等の規模で設定する予定です。

(座長)

- ・心理的なケアやカウンセリングを定期的に月2回、継続的に受ける場合、金額的に不安がでてくるのではないのでしょうか。

(委員)

- ・上限額が少ないとすぐ使い切ってしまう、その後は支援メニューを利用したくてもできなくなる可能性があるのではないのでしょうか。

(座長)

- ・確認ですが、「同種の支援及び助成について、他の地方公共団体との重複受給不可」とあります

が、このようなケースは存在するのでしょうか。

(事務局：林)

- ・事例を特定できてはいませんが、同じ項目については、重複受給できないと想定しています。

(事務局：山田部長)

- ・例えば、国の給付金制度と見舞金は異なるものなので両方受給が可能です。ただし、他の市町から同じ項目の受給はできないものと考えています。

(委員)

- ・三重県だったと思いますが、市から転居費用を受け取っていても、県から転居費用の助成を受けることができたと思います。助成金は多ければ多いほどよいと思われるので、このような事例を参考にしてもらえればと思います。

(座長)

- ・この「同種の支援」というのは、支援施策区分、メニューどちらによるものなのでしょうか。

(事務局：山田部長)

- ・これはメニューを指しています。

(委員)

- ・子どもが他の市町で被害を受けた場合、その市町の条例が下関市に住む遺族も経済的支援の支給対象としているならば、子どもの居住していた市町から見舞金の支給を受け、さらに下関市からも見舞金の支給を受ける可能性があると思います。では、各自治体にどのように支給状況を確認するのでしょうか。遺族に対し、見舞金を子どもの居住していた自治体から受給したのかと聞くべきではないと思います。他市町でも、この文言が入ってるのは承知していますが、これはいらぬのではないかと考えます。これがあるばかりに、二次被害が発生する可能性が生じます。確認しようとするれば、聞かなくてもいいことを聞く機会ができてしまいます。少なくとも見舞金については、該当するならば無条件に支給するといった心意気をもっていただければ良いと思います。

(委員)

- ・支援は個人単位、世帯単位のどちらで行われるのでしょうか。例えば、夫婦子ども1人が3人世帯で引っ越しをするといった場合の上限は3倍になります。一人一人が申請を行えば、それぞれが補助を受けることができるのでしょうか。

(事務局：山田部長)

- ・補助は世帯単位で受けます。遺族の人数に対してではありません。

(座長)

- ・その場合、遺族の家族が多い場合は、支援額が少なくなるのではないのでしょうか。

(委員)

- ・防府市の場合は被害者一人につき補助を受けることができます。

(事務局：山田部長)

- ・被害者が2人いれば、被害者それぞれひとりひとりが被害者と考えます。

(委員)

- ・定義では、「犯罪被害者等」は「犯罪等により害を被った者、その家族や遺族」とありますが、例えば、子どもが被害を受けて両親がいる場合、犯罪被害者は2人になると思われそうですが、それでも支援は1世帯のみになるのでしょうか。

(事務局：田邊課長)

- ・条例上の定義と、経済的支援の対象者としての定義は異なります。条例と要綱のそれぞれの定義の仕方は区別して分かりやすくしたいと思います。

(事務局：山田部長)

- ・まずは条例を制定し、それから要綱を作成します。資料3は、要綱で定めるものを抽出して図にしたものになります。

(委員)

- ・例えば、ホテルの宿泊の場合、一人ずつの料金に対する支援になるので、3人の場合には3人に対する支援が必要になるのではと考えます。支援する内容によって対象者を考えていただきたいと思います。

(事務局：田邊課長)

- ・検討いたします。

(委員)

- ・支援額については県内の他の市町を比較しても大差ないように思います。下関市では他の市町の支援額の倍を上限とするなど、もう少し厚みを持たせてほしいと思います。

(座長)

- ・後発で、下関市が条例を作るということですのでそこは期待したいと思います。

(委員)

- ・前回の懇話会の意見を踏まえ、支援メニューを多くしたことは良いと思います。これを元に柔軟な対応をお願いしたいと思います。

(座長)

- ・皆さん、何か他に意見はありますか。それでは、本日の議題に対しては、ほぼ全ての意見が出尽くしたのではないかと思います。本日の懇話会での意見については事務局に精査、検討していただき、できる限りこれらの意見を反映していただいて、今後のパブリックコメントの実施に役立ててほしいと思います。それでは、事務局に進行をお任せします。

(事務局：山田部長、田邊課長)

- ・事務局よりお礼
- ・意見の反映結果について別途連絡する旨を説明

## 5 閉 会